

平成 29 年度愛知県国民健康保険団体連合会事業計画

国民健康保険制度は制度施行以来、被用者保険等に属さない全ての人が加入し、我が国の国民皆保険の最後の砦としての重要な役割を果たしているところであります。

政府が閣議決定した平成 29 年度予算案の市町村国保分の助成費では、被保険者数の減少が見込まれる中、平成 30 年度からの国保制度改革に伴い、都道府県に造成中の財政安定化基金への積み増し 1,100 億円を盛り込むなど 3 兆 5,535 億円、対前年 3.5%増の予算が計上されました。

また、1 人当たり医療費については、被保険者の従来からの人口減少や後期高齢者医療制度への移行に伴う減少に加え、景気回復や短時間労働者への被用者保険の適用拡大による移行により、さらに減少幅の増加が予想されている中、ソバルディ錠やハーボニー配合錠など高額な C 型肝炎治療薬に代表される薬剤費の伸びを取り込んだ結果、被保険者数の減少の影響を上回る医療費の伸びとなり、1 人当たり 36 万 6,940 円、対前年 4.8%増が見込まれております。

こうした国民健康保険の医療費総額が増加する構造に、低所得者や無職者の方々が多数加入されているという構造が拍車をかけ、国保の財政運営は大変厳しいものとなっております。

そこで、本会としましては平成 29 年度の新たな取り組みとして、医療費の削減につながる、適正な医療費を確保するために、まずは「医療費の正確な請求」として、第 1 に「鍼灸・マッサージに係る審査・点検の充実」そして、第 2 に「レセプト二次点検の強化」、次に「病気を根底から無くしていくための方策」として、第 1 に「保険者が実施する各種保健事業への新たな助成事業の創設」そして、第 2 として「全保険者に共通した広域的な保健事業の展開」の 4 つの事業を実施し、医療費の適正化に取り組んでまいりたいと考えております。

平成 30 年度からは、新たに県が財政運営の責任主体となる大改革が実施されます。平成 29 年度は、新制度に向けた地固めを行う年であり、国・県の動きに敏感に反応し、的確に対応する準備の年でもあります。今後も引き続き、安定した国保運営に貢献できるよう努めることはもとより、保険者の共同体としての役割を十分に果たせるよう、合理的かつ効率的な事業運営に努めてまいります。

平成 29 年度予算総括

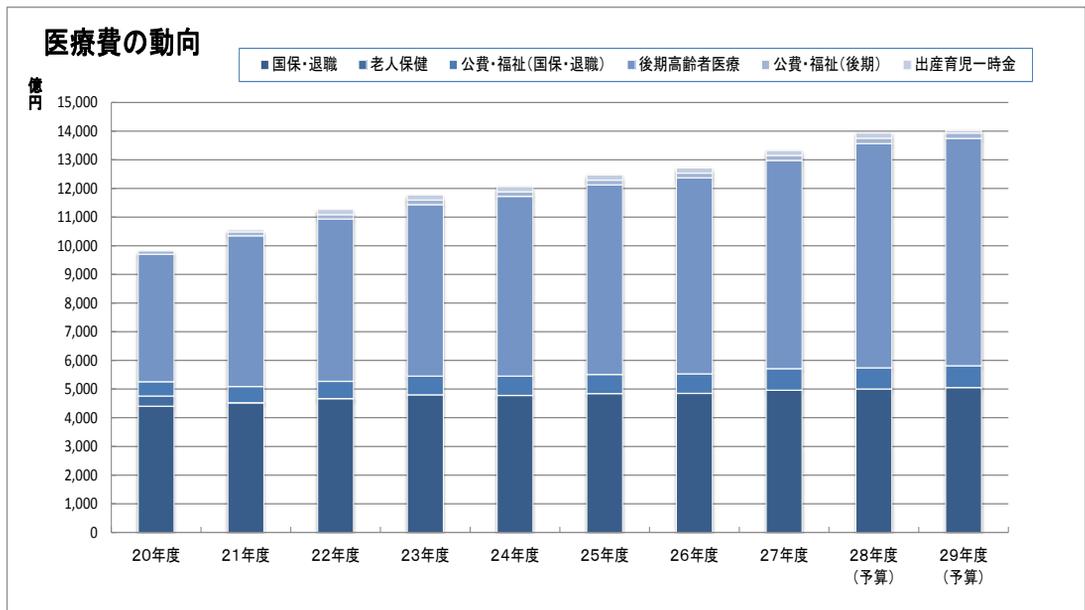
平成 29 年度の予算総額は 2,212,443,459,000 円となり、前年度予算総額と比較して、38,670,871,000 円、約 1.78%の増となっている。

平成29年度予算総括表

区 分	本 年 度	前 年 度(※)	増 減	対前年比
	千円	千円	千円	%
1 一般会計	2,631,934	3,247,806	△ 615,872	81.04%
2 診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）	5,188,365	5,740,302	△ 551,937	90.38%
3 診療報酬審査支払特別会計 （国民健康保険診療報酬支払勘定）	508,231,184	503,345,630	4,885,554	100.97%
4 診療報酬審査支払特別会計 （公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）	81,580,114	81,550,223	29,891	100.04%
5 診療報酬審査支払特別会計 （出産育児一時金等に関する支払勘定）	9,384,006	18,072,044	△ 8,688,038	51.93%
6 保険財政共同安定化事業・高額医療費 共同事業特別会計	191,411,726	180,846,269	10,565,457	105.84%
7 職員退職給付引当資産特別会計	87,313	165,864	△ 78,551	52.64%
8 高額療養費支払資金貸付金特別会計	414,407	393,807	20,600	105.23%
9 介護保険事業関係業務特別会計 （業務勘定）	661,677	571,292	90,385	115.82%
10 介護保険事業関係業務特別会計 （介護給付費等支払勘定）	457,101,199	445,965,050	11,136,149	102.50%
11 介護保険事業関係業務特別会計 （公費負担医療等に関する報酬等支払勘定）	3,756,620	3,744,627	11,993	100.32%
12 障害者総合支援法関係業務等特別会計 （業務勘定）	201,375	176,656	24,719	113.99%
13 障害者総合支援法関係業務等特別会計 （障害介護給付費等支払勘定）	129,739,220	117,721,336	12,017,884	110.21%
14 後期高齢者医療事業関係業務特別会計 （業務勘定）	2,571,438	3,162,803	△ 591,365	81.30%
15 後期高齢者医療事業関係業務特別会計 （後期高齢者医療診療報酬支払勘定）	795,313,082	784,414,205	10,898,877	101.39%
16 後期高齢者医療事業関係業務特別会計 （公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）	18,321,743	19,173,771	△ 852,028	95.56%
17 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計 （業務勘定）	228,044	214,891	13,153	106.12%
18 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計 （特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定）	3,600,006	3,246,006	354,000	110.91%
19 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計 （後期高齢者健康診査等費用支払勘定）	2,020,006	2,020,006	0	100.00%
予 算 総 額	2,212,443,459	2,173,772,588	38,670,871	101.78%

医療給付費等	13,982億円	13,832億円	150億円
介護給付費等	5,889億円	5,658億円	231億円
保険財政・高額共同	1,914億円	1,808億円	106億円
総 計	21,785億円	21,298億円	487億円

1. 国民健康保険及び後期高齢者医療にかかる医療費等の動向



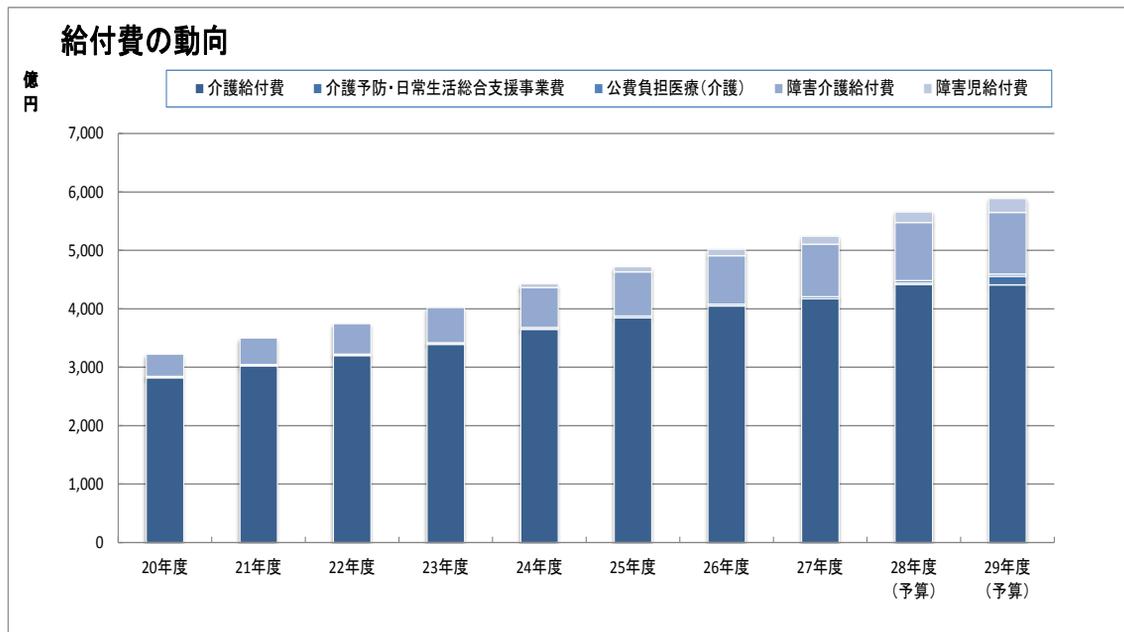
直近5年分の医療給付費等

	25年度	26年度	27年度	28年度(予算)	29年度(予算)
国保・退職(円)	484,497,563,182	485,567,430,418	496,277,821,065	500,664,006,000	505,644,006,000
公費・福祉(円)	75,852,631,206	76,882,700,233	76,901,123,243	81,250,101,000	81,280,101,000
給付費合計(円)	560,350,194,388	562,450,130,651	573,178,944,308	581,914,107,000	586,924,107,000
対前年度比(%)	101.12	100.37	101.91	101.52	100.86
被保険者数(人)	2,143,697	2,108,759	2,057,885	1,993,920	1,953,000
一人あたり給付費(円)	261,394	266,721	278,528	291,844	300,524

後期高齢者(円)	661,636,761,044	683,613,933,674	725,969,569,765	782,160,002,000	792,960,002,000
公費・福祉(円)	16,812,866,300	17,137,576,370	17,381,814,288	19,173,738,000	18,321,738,000
給付費合計(円)	678,449,627,344	700,751,510,044	743,351,384,053	801,333,740,000	811,281,740,000
対前年度比(%)	105.43	103.29	106.08	107.80	101.24
被保険者数(人)	778,651	807,006	840,979	917,548	902,000
一人あたり給付費(円)	871,314	868,335	883,912	873,343	899,425

給付費総計(円)	1,238,799,821,732	1,263,201,640,095	1,316,530,328,361	1,383,247,847,000	1,398,205,847,000
伸び率(%)	100.00	101.97	106.27	111.66	112.87

2. 介護保険にかかる給付費等の動向



直近5年分の介護給付費

	25年度	26年度	27年度	28年度(予算)	29年度(予算)
介護給付費(円)	384,500,753,455	404,823,859,393	417,137,770,118	441,516,003,000	440,724,003,000
介護予防・日常生活支援総合事業費(円)	-	-	14,780,703	2,929,441,000	14,759,857,000
公費負担医療(円)	3,148,438,937	3,243,592,711	3,361,416,354	3,744,614,000	3,756,614,000
給付費合計(円)	387,649,192,392	408,067,452,104	420,513,967,175	448,190,058,000	459,240,474,000
対前年度比(%)	105.40	105.27	103.05	106.58	102.47
受給者数(人)	223,963	235,523	245,450	264,098	279,000
一人あたり給付費(円)	1,730,863	1,732,601	1,713,237	1,697,060	1,646,023

直近5年分の障害介護給付費

障害介護給付費(円)	75,581,122,411	82,823,954,642	89,768,282,713	99,601,202,000	105,601,202,000
障害児給付費(円)	8,855,781,668	11,050,185,079	14,095,851,050	18,012,002,000	24,018,002,000
給付費合計(円)	84,436,904,079	93,874,139,721	103,864,133,763	117,613,204,000	129,619,204,000
対前年度比(%)	112.66	111.18	110.64	113.24	110.21

給付費総計(円)	472,086,096,471	501,941,591,825	524,378,101,938	565,803,262,000	588,859,678,000
伸び率(%)	100.00	106.32	111.08	119.85	124.74

第1 診療報酬等の審査支払業務の充実

- (1) 診療報酬の適正かつ公正な審査支払のため、審査委員会の円滑な運営を行うとともに、審査担当職員の資質向上により審査の充実強化を図る。
- (2) 平成28年度からの第2期中期経営計画（計画期間延長）により0.185%から0.240%に引き上げた査定率の数値目標達成を目指す。
- (3) 療養費の審査の充実を図るため、療養費サポートシステムを拡充し、療養費支給申請のうち特に鍼灸・マッサージの点検強化を図る。

1 審査支払業務に関する諸会議・研修会

名 称	予 定
国民健康保険診療報酬審査委員会	月5日間
国民健康保険診療報酬審査運営委員会	月1回
国民健康保険診療報酬審査委員会再審査部会	月2回
国民健康保険診療報酬審査委員会専任審査員会	月2日間
国民健康保険等療養費審査委員会	月2日間
社保・国保審査連絡協議会	随時
歯科審査連絡協議会	2回
愛知県調剤連絡協議会	2回
国保連絡協議会	2回
全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会役員会	2回
全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会	1回
全国国保連合会常務処理審査委員連絡会議	1回
東海北陸地方国民健康保険診療報酬審査委員会会長連絡協議会	1回
日本医師会・日本歯科医師会主催社会保険指導者講習会	各1回
各国保連合会における審査の取扱いの相違に関する調査結果の分析作業	2回
東海北陸地方国保連合会審査担当課（部）長研究会	1回
東海北陸地方国保連合会審査支払業務ブロック別研修	1回
東海三県国保連合会審査支払業務研究会	1回

2 審査支払業務対象医療費

国民健康保険診療報酬（退職者医療費を含む。）	後期高齢者医療診療報酬
自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神医療）	療育医療費
療養介護医療費	原爆医療費
精神保健医療費	母子保健医療費

戦傷病者医療費	小児慢性医療費
特定疾患医療費	麻薬取締医療費
児童福祉施設措置医療費	石綿医療費
感染症予防医療費（結核、感染症）	指定公費負担医療費
障害児施設医療費	特定 B 型肝炎ウイルス感染者医療費
肝炎医療費	難病医療費
妊（産）婦・乳児健康診査費	福祉医療費（後期高齢者医療分を含む。）
予防接種（愛知県広域予防接種事業費）	

3 療養費サポートシステムの拡充（新規）

療養費支給申請のうち、鍼灸・マッサージの審査・点検の強化を図るため、療養費サポートシステムの拡充を行う。

- (1) 鍼灸・マッサージの支給申請内容をデータ化し、システムを活用したチェックを行い、審査事務の充実と効率化を図る。

【参考】システム拡充に伴う 1 次審査の返戻件数の比較

	国保・後期		
	返戻件数		
処 理 月	資格不備による返戻	施術内容による返戻 ※	計
3ヶ月平均 (7～9月)	280	409	688
10月処理	307	600	907
比 較	+27	+191	+219
	109.8%	146.8%	131.8%

※システム拡充部分

- (2) 磁気化したデータを活用して、鍼灸・マッサージの往療料を始め、長期、頻回、多部位等の点検に役立つ参考帳票を作成し、二次点検の充実と効率化を図る。

4 特別審査

厚生労働大臣が定める診療報酬請求書に係る明細書を、国保中央会の特別審査委員会に審査を委託する。

第2 保険者共同処理事業の推進

- (1) 保険者における事務処理効率化と標準化を目指し、国保総合システムの安定稼働を始め、平成30年1月より本稼働を予定している次期国保総合システムへの円滑な移行・運営等、国保保険者事務電算化共同処理事業を的確に実施する。
- (2) 第三者行為損害賠償求償事務の迅速な処理を図り、保険者の財政効果の向上に努めるとともに、求償事務の平準化及び底上げを図るため、保険者への職員派遣や研修会を開催する。
- (3) レセプト二次点検業務について、保険者事務の軽減を図るとともに医療費の適正化を推進するため、二次点検支援システムを導入し、効率的かつ効果的な点検事務を行う。
- (4) 保険者における医療費適正化対策を目的に、後発医薬品（ジェネリック）の普及促進に係る支援を実施する。

1 国保保険者事務電算化共同処理事業

「国保総合システム」の国保共同電算機能により、県内保険者共通の事務を一元的に共同処理し、診療報酬明細書の被保険者資格、給付確認、給付記録、各種統計資料の作成等の事務を行う。

2 保険者専用ネットワーク事業

国保担当、介護・障害担当、衛生担当部署に敷設している保険者専用ネットワークについて、今後は、さらなる情報セキュリティ対策を施し、情報提供における安定稼働に向けて万全な運用を実施する。

3 国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業

県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、すべての医療費について、市町村国保の拠出により負担を共有する保険財政共同安定化事業を実施する。

高額医療に対する再保険制度として、高額医療費共同事業を実施し、保険者負担の軽減に努める。国保中央会と国保連合会による再々保険制度の超高額医療費共同事業も引き続き実施する。

4 第三者行為損害賠償求償事務

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険に係る交通事故等による第三者行為求償事務を全保険者から受託し、実施している。

また、医療費請求書（福祉医療）及び生活保護についても受託し、実施している。

受託案件の拡大や専門職員を配置した事務処理体制の充実を図りつつ、加害者直接請求についても保険者と連携して円滑な事務処理を実施するとともに、複雑な案件等については顧問弁護士の助言を得ながら対応を行う。

5 高額医療・高額介護合算制度に係る業務

「高額介護合算療養費制度創設の趣旨」に基づき、医療保険と介護保険のそれぞれの負担が長期間にわたっている世帯にあつては、高額療養費等の支給を受けてもなお残る医療と介護保険の1年間の自己負担額の合算額についての限度額を設け、限度額を超えた分を高額医療・高額介護合算療養費として支給する。

本会が取り扱う業務の範囲

- (1) 仮算定：国保総合システムの被保険者マスタと介護保険審査支払システムの受給者台帳とを突合し、仮の支給額計算を行う。勧奨を行うための参考資料として活用していただく。
- (2) 本算定：被保険者から申請があつた世帯について、国保総合システム（共電システム）を使用し、介護保険審査支払システムとのデータ連携を行い、支給額計算を行う。支給を行うための参考資料として活用していただく。

6 愛知県後期高齢者医療レセプト資格確認、過誤調整及び再審査登録業務

決定された後期高齢者医療レセプトの被保険者の資格確認を行い、資格不備レセプトに対する電話連絡等の過誤調整に関する事務処理を行う。

また、医療機関から再審査申出がされたレセプト等に対する再審査登録処理を行う。

7 出産育児一時金等支払業務

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱に基づき、安心して出産できる環境を維持し、被保険者等と出産育児一時金の支給申請及び受取に係る代理受領契約を締結した医療機関又は助産所（里帰り出産等にも対応するため、全国決済の対象とし、県外医療機関等も含む。）から提出される専用請求書（正常分娩及び異常分娩）により、出産育児一時金等の支払に関する事務処理を実施する。

8 レセプト二次点検の強化（新規）

二次点検を二段階審査と位置付け、平成29年度より二次点検支援システムを導入し、後期高齢者医療レセプトに対して実施する。

また、国保レセプトについても、平成30年度に向けて実施を目指す。

- (1) 同一医療機関単位で行う一次審査とは異なり、被保険者単位の観点（異なる医療機関においても点検可能）で、最大12カ月まで遡り、複数月での期間・回数 of 妥当性等をチェックする縦覧点検や、入院レセプト及び外来レセプトを紐づけ、診療行為等の妥当性をチェックする横覧点検を、システムを活用し効率的に実施する。
- (2) 限りある時間の中で目視のみで行っていた点検を、システムチェックにてすべてのレセプトを対象に漏れなく行う。

- (3) 毎月の運用の中でPDCAを行い、点検項目の追加・変更・削除等を行いながら、効率的かつ効果的になる点検項目へと成長させる。

9 後発医薬品（ジェネリック）の普及促進

国保総合システム等を活用し、後発医薬品差額通知の作成を実施することにより加入者の後発医薬品の使用を定着・習慣化させるとともに、保険者と連携し国の目指す29年度中の使用率70%の達成の取り組みを支援する。

第3 保健事業支援等の充実

- (1) 保険者が効果的で効率的な保健事業が実施できるように、昨年度まで実施していた助成事業を見直し、今年度から新たに「国保保健事業助成金交付事業」を実施する。助成額について10万円を最低とし、保険者が実施する保健事業費用の合計額が30万超を対象とする。
- (2) 平成30年度に向けて全保険者に共通した広域的な保健事業の展開を考え、調査等を実施する。
- (3) KDB、AI Cubeを活用したデータ分析事業等、従来から実施している各種支援の充実・強化を図ることで、多角的な支援を実施する。

1 保健事業への支援

(1) 保健事業・支援評価委員会

保険者が実施するレセプト・健診情報等を活用した保健事業がPDCAサイクルに沿って効果的・効率的に展開できるよう支援し、事業の目的や目標の達成に向けた過程や活動状況を評価する。

(2) 保健活動強化対策

名 称	内 容
保健活動推進委員会・ 専門部会の開催	保険者の保健活動を推進するため、国保医療情報の提供及び共同支援事業の在り方について協議・検討するために開催する。 保健活動の円滑かつ適正な推進に向けて専門的に検討するために開催する。
在宅保健師会「あいち」 の活動支援	在宅保健師会の運営を支援し、在宅保健師会の協力のもと保険者の保健活動を推進する。
保険者の保健事業支援	在宅保健師及び本会保健師を市町村に派遣し、健康相談、健康教室等、保険者の保健事業をマンパワーと技術面で支援する。
愛知県市町村保健師協議 会の活動支援	市町村保健師協議会の運営を支援するとともに、市町村保健師の活動状況を取りまとめた冊子「愛知県市町村保健活動のすがた」を作成する。

連合会提供データを活用したパソコンスキルアップセミナーの開催	特定健診結果等多数の情報を効果的に活用するため、国保担当者及び保健事業担当者の知識及び技術の向上を図るため開催する。
健康フェスタ 2017 の実施（県と共催）	健康測定器具による健康チェック及び健康相談等を行い、生活習慣病予防、特定健診・保健指導受診の啓発を図る。
教育広報用機材貸出事業	保険者が実施する健康づくり事業推進のため、健康測定、体力測定器具類を貸し出す。

名 称	予 定
第 34 回「健康なまちづくり」シンポジウム	8 月
第 57 回全国国保地域医療学会	10 月

(3) 国保保健事業助成金交付事業（新規）

保険者における被保険者の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸及び地域の健康づくりを目的として実施する保健事業に対し、本会が予算の範囲内で助成金を交付することで、効果的な事業が実施できるよう支援する。助成額については、助成対象事業の総額が 30 万円を超えるものを対象とし、その事業に応じて 10 万円から 40 万円を助成する。

ア 対象事業

- ① 国の重点課題である必須事業
- ② 国保一般事業
- ③ 保険者努力支援制度に係る事業（①、② と重複するものは除く。）
- ④ その他地域住民の健康の保持・増進等に関する事業

イ 助成額

助成対象事業の総額		助成額
30 万円超	50 万円以下	10 万円
50 万円超	70 万円以下	20 万円
70 万円超	100 万円以下	30 万円
100 万円超		40 万円

※申請状況及び予算額の状況によって変動することがある。

(4) 広域的な保健事業の展開（新規）

個々の保険者で行われる保健事業の枠を超え、複数の保険者が実施できる広域的な保健事業を展開し、医療費の適正化を目指す。平成 29 年度は、先進自治体調査等、実現可能な事業の発掘調査を実施する。

(5) 効果的な保健事業に向けた研修会

健診・医療情報等を効果的に活用した保健事業計画の策定・展開のために、本会が提供するシステムの基礎的な技術の習得を目的とする。研修会は、対象者を明確にし、システムの操作方法から、提供する帳票の内容、データの利活用方法へと、受講者がステップアップできるような研修プログラムを組み、適宜開催する。

(6) 医療情報等データ分析事業

平成26年3月から稼働している国保中央会が開発した国保データベース（KDB）システムと、そのサブシステムとして独自開発したAI Cube（アイキューブ）を連動させることで、充実したデータの提供を行ない、更なる医療費・介護給付費等の適正化及びデータヘルス計画策定・保健事業評価に向け、システムを活用した保険者支援を行う。

また、国保データベース（KDB）システム及びAI Cubeの端末操作及び帳票活用の研修を行い、保険者が地域の健康課題を分析・評価できるよう支援する。

(7) 保険者から委託を受けて実施する保健事業

名 称	内 容
「データヘルス計画」策定業務	平成30年度から次期計画に移行するデータヘルス計画について、本会保有データ等から既存計画の評価・分析を行い、その結果に基づいた効果的な次期計画策定業務を保険者からの委託を受けて実施する。
重複・頻回受診者訪問事業	保険者からの委託により、被保険者の健康増進及び医療費の適正化を図るため、同一疾病等により複数の医療機関を受診している重複・頻回受診者の家庭を訪問し、健康状態や生活状況を把握するとともに、健康相談や適正受診指導を実施する。

2 特定健診・特定保健指導事業

特定健康診査・特定保健指導に関する費用決済及びデータ管理業務

名 称	内 容
費用決済処理	健診等機関から特定健診等結果データを受領し、各種チェック後に保険者への請求額を算定する。また、各保険者への払込請求書、健診等機関への支払額通知書、指定金融機関への振込情報作成処理を行う。
マスタ管理	国保総合システム及び後期高齢者医療支払請求等システムから取得した保険者、被保険者情報を基に、保険者、被保険者マスタを作成し管理する。 また、支払基金からの情報を基に健診等機関マスタの作成、保険者からの届け出を基に健診等契約マスタを作成し管理する。

共同処理	特定健診受診券（特定保健指導利用券）及び発行リストを作成し、特定健診等結果データの台帳登録を行う。また、登録された特定健診・特定保健指導の結果を支払基金（国保中央会経由）へ報告（法定報告）するとともに、各種統計資料（特定健診リスクパターン別集計表、質問項目別集計表等）を作成し、健診・保健指導計画策定支援に必要な資料を提供する。
------	--

3 愛知県保険者協議会事務局の運営

名 称	予 定
愛知県保険者協議会	2回

第4 保険者事業支援・情報提供等の充実

- (1) 保険者の安定的で健全な国保運営に貢献できるよう、国保制度の改善強化に向けた運動を展開するとともに、最新の情報提供及び共通認識を深めるための各種会議の開催、研修会への参加を促す。
- (2) 保険者にとって重要な収入源である国民健康保険料（税）の収納率向上を図るための研修を実施することで、財政健全化へ寄与する。
- (3) 国保事業の効率的かつ円滑な推進を図るための統計資料の提供、特定健診受診率向上のための広報事業を実施する。

1 国民健康保険制度の改善強化及び財政安定化対策

名 称	予 定
国保制度改善強化全国大会実行運動	11月中旬
国保制度改善強化全国大会運営委員会	10月上旬 11月中旬
予算対策陳情運動	11月中旬

2 国保事業運営に関する連絡会議

名 称	予 定
国保トップセミナー（県と共催）	8月
国民健康保険運営事務共同処理検討委員会	11月
同事業部会・業務部会	6月・随時
都市国保主管課長会議	5月

愛知県診療報酬適正化連絡協議会	随時
全国市町村国保主管課長研究協議会	8月
全国国保運営協議会会長等連絡協議会	2月
東海北陸地方都市国保主管課長研究協議会	7月
東海北陸地方国保協議会総会	5月
東海北陸地方国保連合会常勤役員・事務局長合同会議	12月
東海北陸地方事務局長・総務部（課）長会議	10月
国保運営協議会会長研修会	10月
愛知県国保運営方針連携会議	随時

3 保険料（税）の収納率向上対策の支援

名 称	内 容
保険料（税）収納率向上対策支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・民放ラジオによる20秒スポット放送 ・ポスター、ポケットティッシュ、イベントグッズの作成・配布 ・エコーはがきの作成・斡旋
国民健康保険料（税）収納率向上特別研修会（県と共催）	各保険者の保険料（税）収納担当者に対し、収納率向上対策の推進に役立つ実務的な研修会を開催する。
多重債務者相談事業（協力機関 弁護士会等）	国民健康保険料（税）滞納者の多重債務の解消と国民健康保険料（税）の滞納の解消を目的に専門相談員を派遣する。

4 調査研究・統計資料等の情報提供

国民健康保険事業の効率的かつ円滑な推進を図るため、国民健康保険運営事務共同処理検討委員会及び各部会を中心に調査研究を行う。

- (1) 制度・財政上の現状分析調査
- (2) 医療費適正化のための調査研究
- (3) 社会保険医療費実態調査
- (4) 保険者の共同目的達成のための事業に関する調査研究
- (5) 国保・保健事業先進地調査研修
- (6) 審査支払業務に関する調査研究
- (7) 統計資料の作成・配布

名 称	予 定
国民健康保険事業概況調査表「国保の実態」	1回
国民健康保険・後期高齢者医療診療報酬等審査支払状況	1回
診療報酬審査状況等	毎月

国民健康保険事業調査表	1回
グラフで見る愛知の国保	1回

5 広報・啓発事業

(1) 各種情報及び参考資料の提供

名 称	予 定
機関誌「愛知の国保」の編集・配布	隔月
資格得喪に関する届出手続き用紙の作成・配布	1回
国保中央会発刊「国保新聞」の配布	月3回
国保関係図書等の斡旋・配布	随時

(2) 委員会

名 称	予 定
機関誌編集委員会 (国民健康保険運営事務共同処理検討委員会にて協議)	年1回

(3) 特定健診等受診率向上対策

名 称	内 容
受診率向上対策 キャンペーン	<p>特定健診等の受診率向上に向けたPRポスターを作成し、保険者へ提供するとともに、愛知県が提唱する特定健診普及啓発強化月間（6月）に合わせ、駅構内等に掲示する。</p> <p>普及啓発強化月間中に、愛知県・保険者と共催で、特定健診・特定保健指導、生活習慣病予防についての街頭キャンペーンを行うとともに、マスメディア等を活用して特定健診・特定保健指導のPRを行う。</p>
啓発活動支援	<p>生活習慣病予防及び特定健診・特定保健指導の周知を図るため、新聞広告の掲載及びリーフレット等の作成・配布など、被保険者への啓発支援を行う。</p>

6 国保診療施設協議会事務局の運営

名 称	予 定
東海北陸地方国保診療施設協議会総会	6月

7 支援事業・研修事業の実施

名 称	予 定
国民健康保険・福祉医療事務初任者研修会	6月

名 称	内 容
国保講座の開催	国保・介護事務担当者を対象とした各種専門講座を開催する。
保険者のレセプト点検調査事務の支援	保険者の要請に応じてレセプト点検調査事務を支援するため職員を派遣し、助言する。
	国民健康保険及び後期高齢者医療に係る診療報酬明細書等点検研修会を愛知県と共催し、レセプト点検調査事務を支援する。
保険者の第三者行為求償事務の支援等	保険者の要望に応じて保険者求償事務担当者の知識向上を支援するため、職員を派遣し、指導・助言等を行う。
	求償事務における基礎的な知識と理解を深めるため、基礎講座と専門講座の研修会を開催する。

第5 介護保険関連業務の推進

- (1) 加齢に伴う心身の変化により介護や支援が必要な方の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスに係る給付を行う介護保険制度の運営を支援するため、関連業務を行い、保健医療の向上及び福祉の増進に資する。
- (2) 市町村においては、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の開始、包括支援事業の拡充を行うと共に、居宅介護支援事業所の指定権限が移譲されるなど新たな対応を行うこととなるため、これらに係る業務及び保険者支援についても確実に行う。
- (3) ニッポン一億総活躍プランで閣議決定された介護職員処遇改善等、国が進める事業についても適切に対応する。
- (4) また、30年度からの第7期介護保険事業計画、第4期愛知県介護給付適正化計画開始に向け必要な準備を行う。

1 介護給付費等の審査支払事業

(1) 審査支払業務の種類

介護給付費	介護予防・日常生活支援総合事業費
自立支援医療費（更生医療、精神医療）	感染症予防医療費
生活保護医療費	特定疾患医療費
原爆医療費	特別対策費

先天性血液凝固因子障害医療費	水俣病総合対策費
介護保険等利用被爆者助成事業費	指定疾病に係る医療（石綿）費
有機ヒ素総合対策費	難病医療費
中国残留邦人等介護費	主治医意見書作成料

(2) 委員会

名 称	予 定
介護給付費等審査委員会（介護医療部会）	月 1 回
介護給付費等審査委員会（審査部会）	月 1 回

2 介護保険者事務共同処理事業

県内保険者の次の事務を一元的に共同処理することで保険者支援を行う。

また、地域包括支援センターが介護予防支援（ケアマネジメント）に係る原案作成を指定居宅介護支援事業所へ委託した場合の委託料を本会から委託先へ直接支払うことで、地域包括支援センターの負担を軽減する。

共同処理事業の種類

償還払給付額管理処理	介護給付費通知作成処理
高額介護サービス費支給処理	高額医療合算介護（予防）サービス費支給処理
原案作成委託料支払処理	

3 介護給付費適正化対策事業

第3期愛知県介護給付適正化計画に基づき、介護給付費の縦覧審査を行うとともに、愛知県と連携し次の事業を行う。

名 称	予 定
保険者職員のためのケアプラン点検事務研修会	1 回
介護給付適正化保険者研修会	1 回
介護給付適正化保険者支援事業	10 回

4 介護サービス苦情処理業務

要介護者等の権利及び利益を擁護するとともに、介護サービスの質の維持・向上を図るため、介護保険法第176条第1項第3項に基づき、介護保険サービスに係る要介護者等からの苦情、相談に対応するとともに、介護サービス苦情処理委員会のもとに苦情申立てに関する調査を行い、必要と思われる場合は、サービス事業者に対して介護サービス改善に関する指導及び助言を行う。

また、厚生労働省のガイドラインに基づき、介護予防・日常生活支援総合事業に関する苦情、相談及び苦情申立てにも対応する。

委員会

名 称	予 定
介護サービス苦情処理委員会	月 1 回 (別途、随時小委員会開催)

5 特別徴収情報経由業務

年金からの介護保険料、国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の特別徴収のために、年金保険者と市町村との間で必要な情報授受を本会（及び国保中央会）を経由して行う。

また、この仕組みを利用し、介護保険補足給付（食費・居住費の軽減）の支給判定に当たり勘案する非課税年金（遺族年金・障害年金）情報の経由業務も行う。

6 会議・研修会等への参加

名 称	予 定
国保連合会介護保険担当課長会議	1 回
国保連合会介護給付適正化担当者担当職員説明会	1 回
介護給付適正化に係る東海・北陸ブロック研修会	1 回
東海北陸地方国保連合会介護保険・障害者総合支援事務研究会	1 回

7 事業所説明会・講習会等への講師派遣

名 称	予 定
介護保険指定事業者講習会	6 回
介護保険関係事業者説明会	随時

8 保険者向け研修会の開催

名 称	予 定
介護予防事業従事者研修会	1 回
介護苦情処理担当者研修会（高齢者虐待対応について）（仮称）	1 回

第 6 障害者総合支援給付費等支払業務の充実

- (1) 障害の種類に関わらず障害者（児）が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等に係る給付を行う制度運営を支援するため、事業所からの請求に対し、体制を整備して確実な支払業務を行う。
- (2) 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、平成 30 年度から国保連合会で給付費の

審査業務が可能となることから、関係機関と情報を共有し、効果的・効率的に業務を開始できるよう準備を行う。

1 障害者総合支援給付費等支払業務

支払業務の種類

障害介護給付費	障害児給付費
医師意見書作成料	

2 共同処理事業

指定障害福祉サービス事業者（指定障害児通所支援事業者）としての基準は満たしていないが介護保険事業所等の基準を満たしており且つ市町村が認めた事業所が、障害者（児）を受け入れた場合、基準該当障害福祉サービス（基準該当障害児支援）に係る次の給付費が支給される。

共同処理事業としてこれらの支払業務を実施することで保険者支援を行う。

支払業務の種類

特例介護給付費	特例訓練等給付費
特例障害児通所給付費	特例障害児相談支援給付費

3 事業所説明会への講師派遣

県や政令指定都市、中核市が開催する指定障害サービス事業所説明会等へ職員を講師として派遣し、正しい給付費請求のための情報提供を行う。

第7 連合会組織運営体制等の確立

- (1) 医療保険制度改革に伴う環境の変化と保険者のニーズを十分に踏まえ、保険者の有効かつ有益な情報基盤の拠点となるべく、信頼と安心を提供する国保連合会の実現に向けた次期中期経営計画を策定する。
- (2) 情報セキュリティ体制の充実・強化を図るため、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の維持及び継続的な改善を実施する。
- (3) 職員に能動的な行動思考と意識改革を促し、スキルアップを図るため、本会独自で職員研修を実施する。
- (4) 審査支払機関を取り巻く環境の変化に合わせ、保険者の負託に十分応えられる専門集団であり続けるため、国保中央会が開催する研修に参加する。

1 会務運営に関する諸会議

名 称	内 容	予 定
総 会	28年度事業報告、決算案等について	7月下旬
	30年度事業計画、予算案等について	2月下旬
理 事 会	28年度事業報告、決算案等について	7月上旬
	30年度事業計画、予算案等について	2月上旬
監 事 会	28年度事業報告及び決算、監査報告について	6月下旬
定期監査	28年度・29年度上半期の管理執行状況及び 29年度下半期の予定・計画等について	11月下旬
例月出納検査	各会計歳入歳出執行状況及び財産の管理状況を検査	13回
国民健康保険 主管課長会議	28年度事業報告案、決算案等について	7月上旬
	30年度事業計画案・予算案等について	2月上旬
役員保険者 国保主管課長会議	28年度事業報告案、決算案等について	6月上旬
	国保連合会の財政運営について	10月下旬
	30年度事業計画案・予算案等について	1月下旬

2 組織運営体制の確立

- (1) 組織体制の整備
- (2) 次期中期経営計画の策定
- (3) 情報セキュリティ体制の充実

名 称	内 容	予 定
会 議	情報セキュリティ推進組織会議	2回
	ISMS 運用委員会	2回
教育・訓練	ISMS 全職員等研修	1回
	内部監査員養成研修	1回
事業継続計画	事業継続計画の試験	1回
監 査 等	内部監査	1回
	情報システム監査	1回
	外部委託先点検	随時
	有効性測定	1回
	情報セキュリティ目標の測定	毎月
	ISMS 外部審査（維持審査）	1回

- (4) 新国保制度対策委員会の実施

3 連合会を支える職員づくりの推進

(1) 国保連合会職員研修等

名 称	予 定	名 称	予 定
新規採用職員研修	1 回	職員研修（カフェテリア方式）	7～10 回
審査専門スキルアップ研修	3 回	初級者研修	2 回
救護訓練、初期消火訓練等	各 1 回	人事評価制度研修	1 回
職員全体研修	1 回	女性活躍推進研修	1 回

(2) 国保連合会職員研修会（国保中央会主催）

名 称	予 定	名 称	予 定
初任者研修	1 回	中堅職員 2 期研修	1 回
新任係長研修	1 回	新任課長研修	1 回
幹部研修	1 回	IT 研修	2 回
総務課（部）長会計担当課長研修	1 回	総務担当係長研修	1 回
審査担当職員研修 （エキスパート研修）	2 回	新国保制度に向けた保険料試算の ためのスキルアップ研修	1 回
企画・調査担当課長研修	1 回	広報担当職員研修会	1 回
第三者行為求償事務担当職員 研修	1 回	全国国保連合会第三者行為求償事 務担当者研修会	1 回
全国国保連合会保健事業担当者 ・保健師研修会	1 回		

第8 その他

1 国保連医療保険ネットワークの運用

安全なデータ送受信の確保、時間の短縮、ペーパーレス化を目的とした、国保連医療保険ネットワークを活用して、国保中央会及び各国保連合会間で情報の共有化を図ることにより、事務の効率化を目指す。また、「国保総合システム」により、全国決済業務の他県データ交換を実施している。

2 指定難病特定医療支給認定に係る所得区分調査及び医学的審査業務

難病の患者に対する医療等に関する法律による医療費助成制度に基づき、愛知県健康対策課から委託を受け、国の定める基準に基づいた受給者証を交付するため、加入医療保険者への所得区分調査及び対象患者の病状に対する医学的審査を実施する。

3 無資格受診者等に係る医療給付費等の精算に関する業務（保険者間調整）

被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金について、被保険者等と旧保険者間で受領委任があるものは、保険者から精算業務の一部を受託することで、保険者間の負担軽減及び旧保険者に係る速やかな債権の回収に資する。

また、被用者保険からも受託するが、国保保険者間においては、医療機関等から請求権の委任（及び代理権の付与）を受け、国保総合システムを利用した医療機関等を介在させない過誤調整も実施する。

4 海外療養費不正請求対策事業

海外において療養等を受けた被保険者から請求された診療内容明細書等に疑義がある場合、支給申請に係る療養等が行われた事実の有無、内容の照会等を文書、電話等により委託会社を通じて調査する。

5 愛知県広域予防接種請求支払事務

住所地以外の市町村でも予防接種を受けることができる広域予防接種事業により、被接種者の利便性を増やし、安心して予防接種が受けられる環境を整備して健康被害の防止を図るため、この事業を県内全市町村から受託し、愛知県、愛知県医師会、各市町村と連携を図りながら請求支払事務を実施する。

6 高額療養費支払資金貸付事業

国保の被保険者のうち高額な医療費の支払いが困難な者に対して、必要な医療が受けられるようにすることを目的に、昭和53年から市町村の斡旋に基づき本会が実施機関として行っている。

（平成29年度を以て廃止）

年度	15	16	17	18	19	20	21
貸付件数	8,669件	9,317件	9,765件	9,326件	4,032件	2,201件	2,338件
県からの貸付金	1.7億円	2.3億円	2.9億円	3億円	2.5億円	0.8億円	0.8億円

年度	22	23	24	25	26	27
貸付件数	2,905件	3,149件	2,626件	2,025件	1,938件	1,877件
県からの貸付金	0.57億円	0.57億円	0.57億円	0.57億円	0.51億円	0.47億円